

令和3年 第8回 時津町教育委員会の会議				
招集年月日	令和3年6月10日(木)			
招集の場所	時津町役場 本庁舎5階中会議室			
開・閉議日時及び宣言	開 議	令和3年6月10日(木)午後1時25分		
	閉 議	令和3年6月10日(木)午後1時46分		
出欠委員の氏名 出席 5名 欠席 0名	職 名	氏 名	出 席	欠 席
	教育長職務代理者	吉田三知子	○	
	委 員	宮原 克也	○	
	委 員	天田 明香	○	
	委 員	川崎 孝敏	○	
	教育長	相川 節子	○	
事務局出席者	教育次長	松園 喜秀	社会教育課長	大工園徳隆
	学校教育課長	帶山 保磨	教育総務課長	大宅 啓史
	学校教育相談員	山口由美子	教育総務課長補佐	前田 和彦
			教育総務課主事	前田眞由美
備 考				

会 議 日 程

開会・開議

日程第1 会議録の承認について（第7回）

日程第2 教育長報告

日程第3 報告第6号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

日程第4 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（時津町教育委員会事務局
職員人事について）

議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（時津町教育委員会事務局
職員人事について）

議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（時津町放課後子ども教室
運営委員会の委嘱について）

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は5名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和3年第8回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

日程第1 会議録の承認について（第7回）

○ 相川教育長

日程第1、会議録の承認について（第7回）の件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

無いようですので、令和3年第7回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「なし。」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、令和3年第7回の会議録を承認することに決しました。

日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

続きまして、日程第2、教育長報告を行います。

令和3年5月14日から令和3年6月10日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

日程第3 報告第6号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

○ 相川教育長

続きまして、日程第3、報告第6号、教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学についての報告を受けたいと思います。

お諮りします。本件は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本案は秘密会で議事進行することに決しました。
本案について、事務局の説明を求めます。
なお、報告案件は審議を行いませんので質疑のみ行います。

【秘密会により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第4 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて(時津町教育委員会事務局職員人事について)

○ 相川教育長

続きまして、日程第4、議案第28号、専決処分の承認を求めることについて(時津町教育委員会事務局職員人事について)の件を議題とします。
議案第28号について、事務局の説明を求めます。

○ 大宅教育総務課長

議案第28号、専決処分の承認を求めることについて(時津町教育委員会事務局職員人事について)、ご説明いたします。

本議案につきましては、令和3年6月1日付けの人事につきまして、教育委員会を招集する暇がなく、令和3年5月24日付けで専決処分いたしましたので、教育委員会の承認を得るため、この議案を提出するものです。

詳細につきましては、資料「教育委員会事務局職員の人事異動(令和3年6月1日付)」をご覧ください。

開会前に自己紹介をいたしました 尾崎 美幸(おざき みゆき)につきまして、国保・健康増進課から社会教育課に主査として配属されたものでございます。

以上で議案第28号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等がありますか。

○ 宮原教育委員

今回、人事異動を行った理由は何ですか。

○ 大宅教育総務課長

産休育休明けに伴う人事異動となっています。

○ 宮原教育委員

前回の降任人事に関係がありますか。

○ 大宅教育総務課長

社会教育課の再任用職員が6月末までの再任用期間となっておりますので、その入れ替わりとなります。

○ 宮原教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にご質問等がありますか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第28号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第28号、専決処分の承認を求めることについて(時津町教育委員会事務局職員人事について)の件は、原案どおり承認されました。

日程第4 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて(時津町教育委員会事務局職員人事について)

○ 相川教育長

続きまして、議案第29号、専決処分の承認を求めることについて(時津町教育委員会事務局職員人事について)の件を議題とします。

議案第29号について、事務局の説明を求めます。

○ 大宅教育総務課長

議案第29号、専決処分の承認を求めることについて(時津町教育委員会事務局職員人事について)ご説明いたします。

本議案につきましては、令和3年6月1日付けの人事につきまして、教育委員会を招集する暇がなく、令和3年5月24日付けで専決処分いたしましたので、教育委員会の承認を得

るため、この議案を提出するものです。

教育委員会交付分（令和3年6月1日付）の資料をご覧ください。

先ほどの議案第28号の異動職員でございます 尾崎 美幸 につきまして、育児休業法に基づく部分休業の請求がありましたので、その旨、承認したものでございます。

なお、部分休業につきましては、子どもが小学校に就学するまでの間、取得することができますので、当該職員につきましても、令和3年6月1日から、令和8年3月31日まで、16時30分から17時30分までの1時間を部分休業とするものでございます。

したがいまして、通常の職員の勤務時間は8時45分から17時30分まで、1時間の休憩を除いて7時間45分になりますが、「尾崎美幸」につきましては、お子さんが小学校に就学するまでは、8時45分から16時30分までの6時間45分となるものでございます。

次の資料以降は、参考までに「時津町職員の育児休業等に関する条例」を添付しておりますが、部分休業に関する規定は11／16ページの第18条以降に規定されております。

以上で議案第29号の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等がありますか。

○ 川崎教育委員

議案第28号・第29号どちらも人事に関する事として、教育委員会での承認が必要となるのですか。議案第28号だけでよいのではないのでしょうか。

○ 大宅教育総務課長

異動と育児休業とは別々に辞令を発出するものとなっておりますので、教育委員会での承認が必要となります。

○ 相川教育長

他にご質問等がありますか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第29号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第29号、専決処分の承認を求めることについて（時津町教育委員会事務局職員人事について）の件は、原案どおり承認されました。

日程第 4 議案第 30 号 専決処分の承認を求めることについて（時津町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱について）

○ 相川教育長

続きまして、議案第 30 号、専決処分の承認を求めることについて（時津町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱について）の件を議題とします。

本案について、事務局の説明を求めます。

○ 大工園社会教育課長

議案第 30 号、専決処分の承認を求めることについて（時津町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱について）ご説明いたします。

時津町放課後子ども教室運営委員会委員につきましては、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までを任期として、すでに 9 名の方について教育委員会の承認をいただいております。前回、5 月 13 日の教育委員会で委員からご指摘がありました時津小学校放課後子ども教室関係者の 1 名について、6 月 1 日に時津小学校学校支援会議から確認をとることができました。

本来、時津町放課後子ども教室運営委員会設置条例第 3 条の規定により、委員委嘱の承認を教育委員会から得なければなりません。地域子ども教室推進事業を推進するためには、委員委嘱の承認を得るための教育委員会を招集する暇がなかったため専決処分にしてあります。ついては、この時津町放課後子ども教室運営委員会委員 1 名の委嘱に係る専決処分について承認を得ようとするものです。なお、今回、承認を得ようとしております委員の任期は、令和 3 年 6 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までとしております。

以上で議案第 30 号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等がありますか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第 30 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第 30 号、専決処分の承認を求めることについて（時津町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱について）の件は、原案どおり承認されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これもちまして、令和 3 年第 8 回時津町教育委員会会議を閉会します。